

文部科学省告示第七十八号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第二十条第四項第七号ただし書、第二十二條第二項第三号ただし書及び第二十六條第一項第五号の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づき記録の引渡し機関を指定する告示を次のように定める。

平成十七年六月一日

文部科学大臣 中山 成彬

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づき記録の引渡し機関を指定する告示

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十条第四項第七号ただし書、第二十二條第二項第三号ただし書及び第二十六條第一項第五号の文部科学大臣が指定する機関を次のように指定する。

- 一 名称 財団法人放射線影響協会
- 二 住所 東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

2 平成元年科学技術庁告示第十三号（記録の引渡し機関を指定する件）は、廃止する。